

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 1 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800333号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800098号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成24年5月30日、平成25年5月30日、平成26年5月30日及び平成27年5月26日は150万円に訂正することが必要である。

平成24年5月30日、平成25年5月30日、平成26年5月30日及び平成27年5月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年5月30日、平成25年5月30日、平成26年5月30日及び平成27年5月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年5月30日
② 平成25年5月30日
③ 平成26年5月30日
④ 平成27年5月26日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③及び④に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、当該期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④について、A社から提出された当該期間に係る賃金台帳及び賞与支給明細書、請求者から提出された役員賞与支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し並びに日本年金機構へ提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は同社から請求期間①については175万円、請求期間②、③及び④については196万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の取締役就任していることが確認できる上、請求者は、自身が請求期間当時から現在に至るまで同社の経理部門の責任者であった旨陳述している。

しかしながら、事業主は、給与計算及び社会保険事務の書類作成、押印などは請求者とは別の担当者に任せており、請求期間に係る届出がなされていなかったことは、自身も請求者も気付かなかった旨陳述している上、B年金事務所は、請求期間当時のA社に厚生年金保険料の滞納はなかった旨回答していることから、意図的に届出が行われなかったものではないと考えられる。

また、請求期間当時の給与計算及び社会保険事務の担当者は、前任者から業務を引き継いだばかりで業務に慣れていなかったものの、社会保険事務については自身が届出書類を作成し、押印していた旨の回答をしており、請求者が直接関与していなかったことがうかがえることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800379 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800099 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から④までの標準賞与額を、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間⑤から⑩までの標準賞与額を、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑤から⑩までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 31 日
② 平成 17 年 3 月 31 日
③ 平成 17 年 11 月 30 日
④ 平成 18 年 3 月 31 日
⑤ 平成 19 年 3 月 31 日
⑥ 平成 19 年 7 月 31 日
⑦ 平成 19 年 11 月 30 日
⑧ 平成 20 年 3 月 31 日
⑨ 平成 20 年 7 月 31 日
⑩ 平成 20 年 12 月頃
⑪ 平成 21 年 3 月 31 日

⑫ 平成 22 年 3 月 31 日

年金のお知らせを確認したところ、賞与分の記録がもれていたため、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された賞与の明細書により、請求者は、請求期間①に A 社から、70 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

2 請求期間③について、請求者から提出された賞与の明細書により、請求者は、請求期間③に A 社から、60 万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③の標準賞与額については、賞与の明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、59 万円に訂正することが必要である。

3 請求期間②及び④について、請求者は A 社に正社員として勤務し、当該期間の賞与の明細書を所持していないが、賞与は時期の前後はあったものの 3 月、6 月、11 月の年 3 回欠かさず支給され、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、A 社の元清算人は、請求者は正社員であったと回答しており、賞与はアルバイトを除く従業員に支給していたと回答している。

また、請求者が請求期間当時居住していた市町村から提出された平成 17 年及び平成 18 年分の所得に係る住民税課税資料に記載されている給与収入金額は、請求者から提出された一部期間の給与及び賞与の明細書、オンライン記録並びに請求者の陳述する別会社から支給された給与の年額から推計される給与収入の合計額を上回っていることが確認でき、上記課税資料に記載されている社会保険料控除額も、前述のとおり推計される給与収入の合計額並びに請求者及び同僚から提出された各年の給与及び賞与の明細書において控除されている雇用保険・健康保険・厚生年金保険のそれぞれの保険料率から推計される社会保険料額を上回っていることが確認できる。

さらに、請求者と同一職種の同僚に係る賞与の明細書において、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該同僚は、請求者とは仕事も同じだったので賞与は同じ時期に支給され、厚生年金保険料控除も同じようにされていたと思うと陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②及び④において、A 社から、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び④に係る標準賞与額については上記住民税課税資料等から推定される

賞与額及び同僚の明細書で確認できる控除されていた厚生年金保険料の保険料率から、請求期間②については68万3,000円、請求期間④については62万円に訂正することが妥当である。

- 4 なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元清算人は、請求期間当時の資料が残っておらず不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間⑤、⑥及び⑩について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書（以下「明細書」という。）により、請求者は、B事業所から、請求期間⑤については70万円、請求期間⑥については60万円、請求期間⑩については40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

- 6 請求期間⑧について、請求者は当該期間の賞与の明細書を所持していないが、請求者は賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、B事業所から提出された賞与支払届の写し（社会保険事務所の受付印なし）には、請求者に平成20年3月31日に70万円の賞与が支払われた旨記載されている。

また、上記の届書には請求者の同僚の賞与額も記載されているところ、その記載額は同僚自身の賞与の明細書に記載された支給額と一致していることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間当時居住していた市町村から提出された平成20年分の所得に係る住民税課税資料に記載されている給与収入金額は、請求者から提出された一部期間の給与及び賞与の明細書、オンライン記録並びに請求者の陳述する別会社から支給された給与の年額から推計される給与収入の合計額を上回っていることが確認でき、上記課税資料に記載されている社会保険料控除額も、前述のとおり推計される給与収入の合計額、請求者及び同僚から提出された同年の給与及び賞与の明細書において控除されている雇用保険・健康保険・厚生年金保険のそれぞれの保険料率並びに請求者が自身の社会保険料控除額として申告したと陳述している妻の平成20年の国民年金保険料の納付金額から推計される社会保険料額を上回っていることが確認できる。

加えて、請求者と同一職種の同僚に係る賞与の明細書において、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該同僚は、請求期間当時、賞与は従業員全員に支給されたと回答しており、また、事業主の妻は、請求期間に係る賞与は従業員全員に支給しており、資料は残っていないが、賞与を支給すれば厚生年金保険料は控除していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑧において、B事業所から、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑧の標準賞与額については、上記届書や住民税課税資料等から推認される賞与額及び同僚の明細書で確認できる控除されていた厚生年金保険料の保険料率から、63万4,000円に訂正することが必要である。

- 7 請求期間⑩及び⑪について、請求者から提出された賞与の明細書により、請求者は、当該期間にB事業所から、請求期間⑩については55万円、請求期間⑪については50万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑩及び⑪の標準賞与額については、賞与の明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑩については53万8,000円、請求期間⑪については48万9,000円に訂正することが必要である。

また、請求期間⑩の賞与支給日については、確認できないことから、賞与支給月の月末と認定し、平成20年12月31日とすることが妥当である。

- 8 請求期間⑦及び⑨について、請求者は当該期間の賞与に係る明細書を所持していないが、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、事業主の妻は、請求期間に係る賞与は従業員全員に支給しており、資料は残っていないが、賞与を支給すれば厚生年金保険料は控除していたと思う旨陳述している。

また、請求者が請求期間当時居住していた市町村から提出された平成19年及び平成20年分の所得に係る住民税課税資料に記載されている給与収入金額は、請求者から提出された一部期間の給与及び賞与の明細書、オンライン記録並びに請求者の陳述する別会社から支給された給与の年額から推計される各年の給与収入の合計額を上回っていることが確認でき、上記課税資料に記載されている各年の社会保険料控除額も、前述のとおり推計される給与収入の合計額、請求者及び同僚から提出された各年の給与及び賞与の明細書において控除されている雇用保険・健康保険・厚生年金保険のそれぞれの保険料率並びに請求者が自身の社会保険料控除額として申告したと陳述している妻の平成20年の国民年金保険料の納付金額から推計される各年の社会保険料額を上回っていることが確認できる。

さらに、請求者と同一職種の同僚に係る賞与の明細書において、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該同僚は、請求期間当時、賞与は従業員全員に支給されたと回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑦及び⑨において、B事業所から、賞与

の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦及び⑨の標準賞与額については、上記住民税課税資料等から推認される賞与額及び同僚の明細書で確認できる控除されていた厚生年金保険料の保険料率から、請求期間⑦については58万6,000円、請求期間⑨については60万円に訂正することが妥当である。

- 9 なお、事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑫までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の妻は、請求期間⑧については賞与支払届の写しを保管しており、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付したと思う旨陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないため、また、請求期間⑤から⑦及び⑨から⑫までについては、事業主の妻は、請求期間当時の資料が残っておらず請求期間の賞与に係る届出及び保険料納付について回答できないとしているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないため、いずれも明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

別表

第1欄	第2欄
請求期間 (⑩は賞与支給年月日)	厚生年金特例法訂正 後の標準賞与額
① 平成16年3月31日	70万円
② 平成17年3月31日	68万3,000円
③ 平成17年11月30日	59万円
④ 平成18年3月31日	62万円
⑤ 平成19年3月31日	70万円
⑥ 平成19年7月31日	60万円
⑦ 平成19年11月30日	58万6,000円
⑧ 平成20年3月31日	63万4,000円
⑨ 平成20年7月31日	60万円
⑩ 平成20年12月頃 (平成20年12月31日)	53万8,000円
⑪ 平成21年3月31日	48万9,000円
⑫ 平成22年3月31日	40万円